

保護者の皆さま

新宿区子ども家庭部
保育課長 加藤 知尚

新型コロナウイルス感染防止のための家庭での保育に伴う 保育料の減額手続き書類の提出について

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、令和2年3月2日から令和2年6月30日までの間、登園を控え、家庭で保育された場合の保育料の減額手続きについて、次の書類を園に提出してください。

1 提出書類

減額の要件を満たしている方には、該当月の翌月に在籍園から必要書類を配付します。

- ① 保育料の減額に係る確認書 [0～2歳児クラス]
- ② 請求書兼支払金口座振替依頼書

※ 日付・金額は記入しないでください。

※ 振込先として指定する口座は、請求者名と同一名義の口座に限ります。

2 提出先

園に提出してください。

登園しなかった日、延長保育の利用日等を園から配付される書類にご記入の上、速やかに在籍園に提出してください。園において減額の要件を確認します。

減額の対象となることが確認できた場合は、納付済の保育料額と減額後の保育料額との差額を保護者が指定する口座へ振込むことにより還付します。

[提出期限]	保護者から園への提出締切日
令和2年 3月分	令和2年 4月 8日(水)
令和2年 4月分	令和2年 5月20日(水)
令和2年 5月分	令和2年 6月19日(金)
令和2年 6月分	令和2年 7月20日(月)

3 保育料の減額の要件

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、通常であれば登園している日を休んでいること。
- 在籍園へ「新型コロナウイルス感染症の感染予防のためお休みする」こと、「お休みする日」を事前に報告していること。

4 保育料の減額

登園予定であった日を休み、登園しなかった場合は、その日数に応じて、次表のとおり、月額保育料を減額します。

(基本保育料が対象です。延長保育料の取扱いについては各園にお問い合わせください。)

登園しなかった日数/月	減額する額 (100円未満切上げ)
1日～ 5日	基本保育料の月額 $\frac{4}{10}$ に相当する額
6日～12日	基本保育料の月額の半額に相当する額
13日以上	基本保育料の月額の全額に相当する額